

令和 7 年度高松市就学前教育・保育施設整備事業者募集に係る質問とその回答
(第 2 回 令和 7 年 8 月 2 5 日回答分)

高松市就学前教育・保育施設整備事業者募集に関し、令和 7 年 7 月 1 8 日以降に寄せられた質問とその回答については、次のとおりです。

なお、質問内容については、質問者が判別されないよう、内容を一部変更している場合があります。

No.	内 容	
1	質問	高松市社会福祉施設等整備募集要項（共通事項）（3、4 ページ） 移転改築で申請を予定しています。 ＜改築・大規模修繕に関しては、数値化された評価項目で審査が可能であることから、書類審査のみを実施する。ただし、採択数を上回る応募があり、かつ、書類審査で同順位の状況が発生した際には、ヒアリングを実施する。＞とありますが、ヒアリングがあることが決定した場合、いつ頃ご連絡をいただけますでしょうか。実施日の十日以上前にはご連絡いただけるのでしょうか。 代表者が、長期出張等の可能性がある時期なので、大体でも大丈夫なので教えていただけますと助かります。
	回答	9 月下旬ごろから 1 0 月上旬ごろにご連絡させていただく予定です。
2	質問	・整備計画書：P.4 整備事業資金計画 ・就学前教育・保育施設整備交付金協議書：様式 1 移転改築で申請予定です。 1. 移転改築の場合、旧園舎は必ず解体する必要がありますでしょうか。保育施設として使用はしませんが、保存可能なのでしょうか。解体が必要な場合は、期限があるのでしょうか。 2. 補助対象に、旧園舎の解体費用も入るかと思いますが、解体費用の金額を計上するのは、整備計画書の整備事業資金計画で、どの項目になりますか。 3. 計上金額の裏付けとして、見積書は提出の必要がありますか。 4. 見積書提出の必要がある場合、2 社以上の見積もりが必要でしょうか。
	回答	1. 旧園舎を必ず解体する必要はありません。施設の保存も可能です。 2. 整備計画書の整備事業資金計画の「施設整備」の項目に記載してください。 3. 解体を伴う場合は、解体の見積書も提出してください。 4. お見込みのとおり、2 社以上の相見積もりが必要となります。なお、建

		築事業者と解体事業者が異なる場合、それぞれ2社以上の相見積もりを提出してください。
3	質問	整備計画書：P.1 既存法人の施設・事業欄 保育所等整備交付金協議書：様式1-2 児童年齢別内訳欄
		現時点の定員数を記載する必要がある項目は、申請日もしくは申請日に近い日の定員数を記載するのでよろしいでしょうか。
	回答	様式1-2 児童年齢別内訳の現在欄 ・定員：現年度の定員数を記載してください。 ・現員：申請日時点の在園児数を記載してください。
4	質問	【整備計画書：P.13～P.18 既存のこども園ですが、整備計画書の上記ページの記載は必要でしょうか。省略できるものがありましたら、ご教示ください。
		回答 上記ページの記載項目は省略せず記載してください。
5	質問	様式4：法人に関する調書 上から3段目の「法人認可の状況」とは、社会福祉法人の認可日のことで、こども園の認可日ではないとの考えでよろしいでしょうか。
		回答 お見込みのとおりです。 社会福祉法人の認可日を記載してください。
6	質問	様式2：施設の配置図・平面図 1. 配置図、平面図については、指定された枠の中に入るよう作成が必要でしょうか。枠の中には「別添参照」として、正確な図面を添付するだけでもよいのでしょうか。 2. 枠の中に入るよう作成が必要な場合は、例図と同じように、だいたいの位置関係を示すおおまかなものでよろしいでしょうか。
		回答 1 詳細の図面がある場合「別添参照」と記載し、図面を添付いただくことで問題ありません。
7	質問	隣接地権者同意書 ご担当者の方に電話でご連絡してから、地図を準備して隣接地権者の確認におうかがいする予定です。 同意書の様式は任意ですが、同意者の方には署名をいただくだけでよろしいでしょうか。押印もお願いした方がよろしいでしょうか。
		回答 同意書の署名欄は同意者の押印がなくても問題ありません。